

令和2年5月14日

高速道路料金の大口・多頻度割引の利用額の一部還元について

国土交通省
道路局

平素より道路行政につきまして、多大な御支援、御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による影響に対する緊急的かつ特例的な対応として、高速道路会社において、ETCコーポレートカードを利用して高速道路を利用する多頻度利用者に適用される大口・多頻度割引について、令和元年11月から令和2年1月までの期間中、三ヶ月連続で大口・多頻度割引の契約単位割引が適用されていた事業者のうち、令和2年2月から当面の間、当該割引が適用されなかった事業者に対し、当該利用月における事業者の月間利用額に契約単位割引率(10%)を乗じた額を還元することとなりましたので、お知らせいたします。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ頂ければ、ご説明に伺わせていただきます。

問い合わせ先

国土交通省 道路局 高速道路課 (直通)03-5253-8500

高速道路課長

やまもと
山本

高速道路事業調整官

てづか
手塚

(参考) 高速道路料金の大口・多頻度割引の利用額の一部還元について

① 主な目的

主に業務目的で高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するとともに、多頻度利用者の定着化を図り、経営の安定化を図る

② 割引対象

ETCコーポレートカードを利用して高速道路を通行する全車種(ETC車)

③ 割引率(NEXCO)

多頻度割引(車両単位割引)		+	大口割引(契約単位割引)	
月間利用額(車両単位)	割引率 (R1補正で割増※)		月間利用額(契約者単位)	割引率
5,000円以下の部分	0%(割増なし)			
5,000円超~10,000円以下の部分	10% ⇨ 20%	+	500万円を超え、かつ自動車1台あたり 平均利用額が3万円を超える場合	10%
10,000円超~30,000円以下の部分	20% ⇨ 30%			
30,000円を超える部分	30% ⇨ 40%			

※一有に対する契約単位割引の割引率は5%

➡ 最大割引率 約50%

※ 令和3年3月末までの間、ETC2.0を利用する自動車運送事業者に対して措置

④ 今回の還元の対象となる事業者

令和元年11月から令和2年1月までの期間中、三ヶ月連続で大口・多頻度割引の契約単位割引が適用されていた事業者

⑤ 還元額

令和2年2月から当面の間、当該割引が適用されなかった事業者に対し、当該利用月における事業者の月間利用額に契約単位割引率を乗じた額

(例)

	R1年		R2年			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
対象	○	○	○	×	×	×
対象	○	○	○	×	○	○
対象	○	○	○	○	×	○
対象	○	○	○	○	○	×
(参考)対象外	○	○	×	×	○	×

○: 契約単位割引適用、×: 契約単位割引適用外